

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により北山・十津川森林計画区に係る令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課において閲覧に供します。

令和四年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾